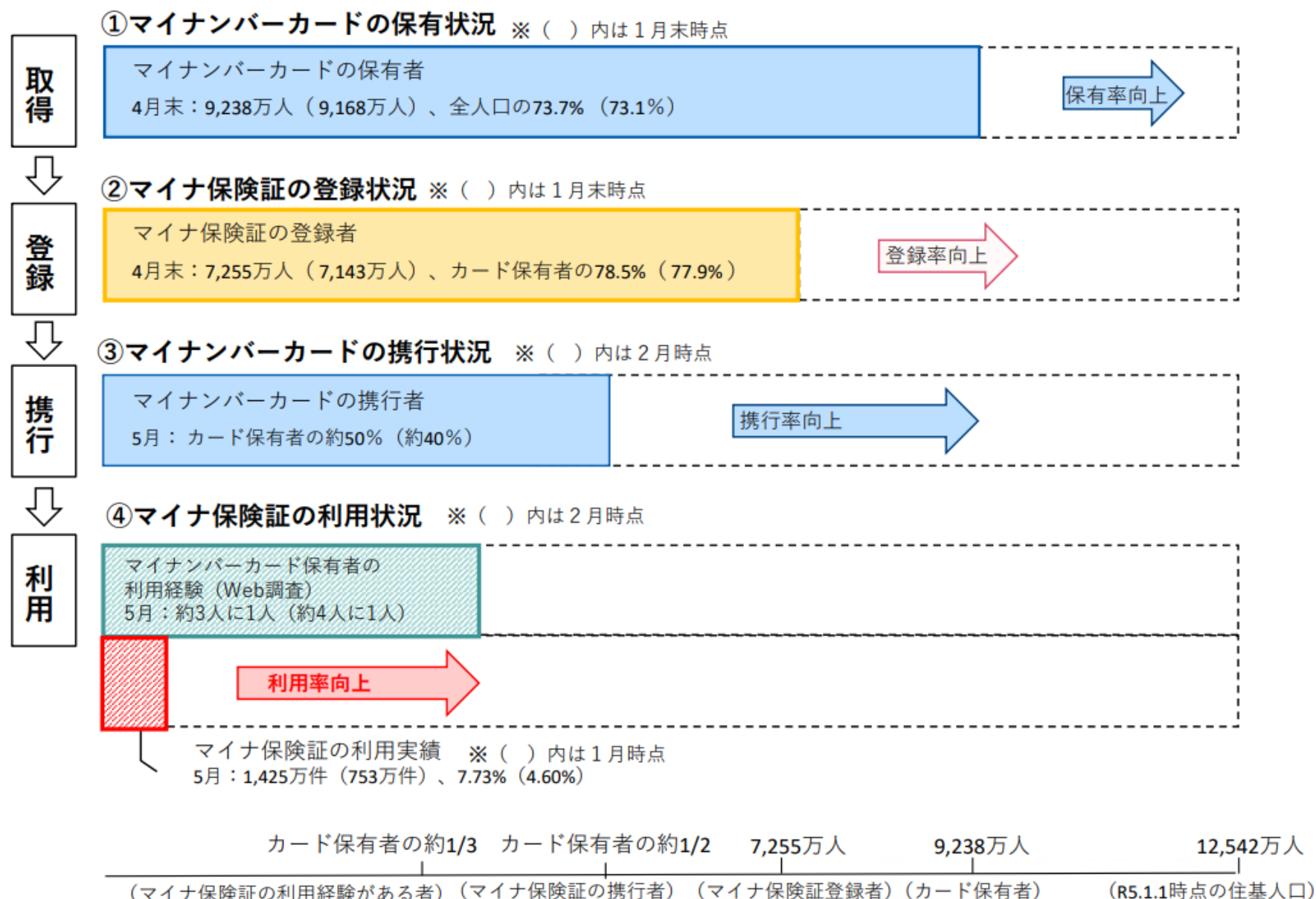


マイナ保険証に関する現状

令和6年6月21日

第179回社会保障審議会医療保険部会

資料1



オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用(令和6年5月))

令和6年6月21日

第179回社会保障審議会医療保険部会

資料1

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率(令和6年5月)は以下のとおり。

※黄色=上位5県 灰色=下位5県

都道府県名	利用率
北海道	8.32% (+1.19%)
青森県	5.99% (+1.39%)
岩手県	9.25% (+1.15%)
宮城県	7.11% (+1.01%)
秋田県	7.18% (+1.72%)
山形県	7.94% (+1.03%)
福島県	10.68% (+1.72%)
茨城県	9.53% (+1.39%)
栃木県	9.71% (+1.61%)
群馬県	8.95% (+1.44%)
埼玉県	6.94% (+0.93%)
千葉県	8.44% (+1.32%)
東京都	7.25% (+0.96%)
神奈川県	7.49% (+1.29%)

都道府県名	利用率
新潟県	11.03% (+1.79%)
富山県	12.52% (+2.07%)
石川県	12.17% (+2.02%)
福井県	11.63% (+1.68%)
山梨県	6.53% (+0.96%)
長野県	6.73% (+1.22%)
岐阜県	7.35% (+1.38%)
静岡県	8.93% (+1.65%)
愛知県	5.84% (+1.03%)
三重県	7.17% (+1.06%)
滋賀県	8.43% (+1.37%)
京都府	8.33% (+1.27%)
大阪府	6.85% (+0.93%)
兵庫県	7.31% (+1.03%)
奈良県	7.51% (+0.98%)
和歌山県	5.02% (+0.67%)

都道府県名	利用率
鳥取県	10.98% (+1.28%)
島根県	10.33% (+1.61%)
岡山県	7.49% (+1.16%)
広島県	8.23% (+1.33%)
山口県	9.85% (+1.71%)
徳島県	6.09% (+1.25%)
香川県	8.32% (+1.00%)
愛媛県	5.44% (+1.04%)
高知県	7.02% (+1.51%)
福岡県	7.20% (+1.00%)
佐賀県	8.33% (+0.99%)
長崎県	7.90% (+0.97%)
熊本県	8.20% (+0.98%)
大分県	7.29% (+0.87%)
宮崎県	9.70% (+0.65%)
鹿児島県	11.98% (+1.14%)
沖縄県	3.42% (+0.14%)

全国	7.73% (+1.17%)
----	----------------

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数
(括弧内の値は令和6年4月の値からの変化量(%ポイント))

○ 厚生労働省が、令和6年5月に、18歳以上のマイナンバーカード保有者を対象にWebアンケート調査を実施。

✓ 調査期間：2024年5月13日～2024年5月14日

✓ 調査対象：18才以上の男女 マイナンバーカード保有者

✓ 調査手法：オンラインアンケート調査

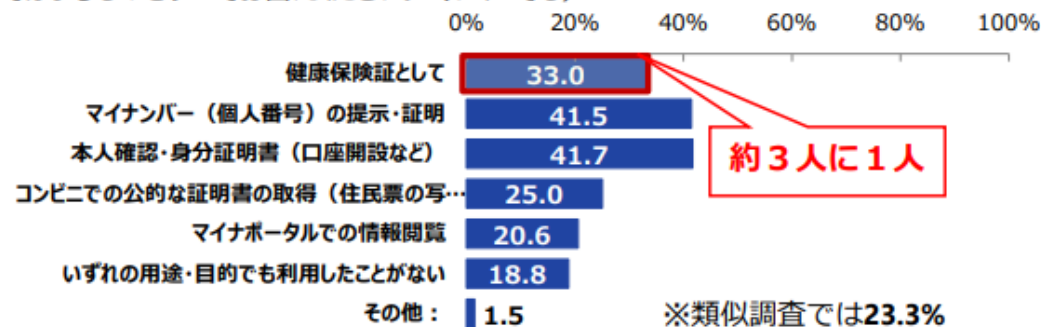
業種排除（本人または家族が官公庁に就業または医療従事者）

サンプル数2,000

直近3か月以内に医療機関を受診した者

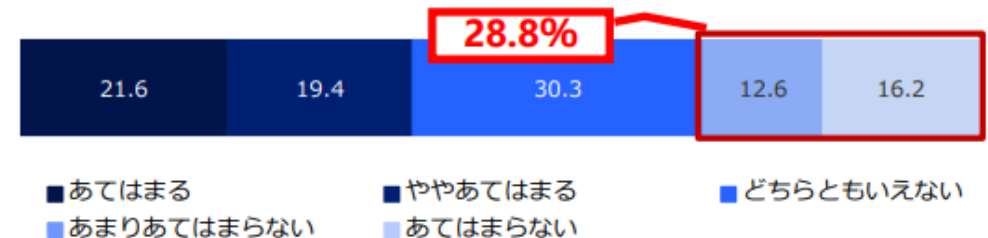
◆ マイナンバーカード保有者の約3人に1人（33.0%）が健康保険証として利用したことがある。

Q.あなたは、マイナンバーカードをどんな用途・目的で利用したことがありますか。あてはまるものをすべてお答えください。（いくつでも）



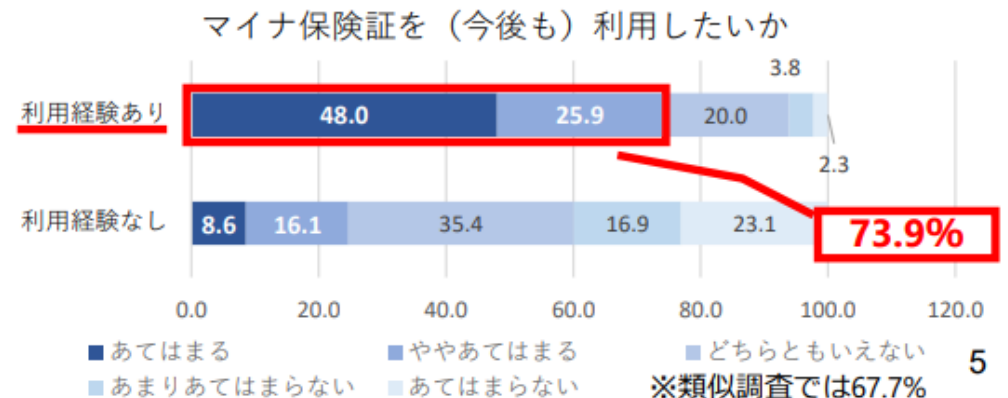
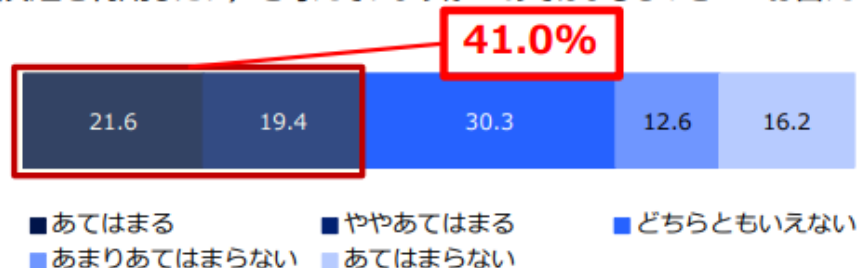
◆ マイナ保険証の利用意向について、約3割が利用に消極的。

Q.あなたはマイナンバーカードを保険証として（今後も）利用したい（＝マイナ保険証を利用したい）と考えていますか？あてはまるものを1つお答えください。（再掲）



◆ マイナ保険証を「利用したことがある」と回答した方についてみると、約73.9%、約4人に3人がマイナ保険証を「（今後も）利用したい」と考えている。

Q.あなたはマイナンバーカードを保険証として（今後も）利用したい（＝マイナ保険証を利用したい）と考えていますか？あてはまるものを1つお答えください。



国の施策：「マイナ保険証を1度使ってみませんか」キャンペーンを受けて

令和5年10月：特設ホームページ開設（随時更新）

11月：メルマガによるマイナ保険証の利用促進
（テーマ別に毎月配信）

12月：健康保険委員向け広報誌にキャンペーンチラシ同封

令和6年 1月：「医療費のお知らせ」、「ジェネリック医薬品軽減額通知」
にキャンペーンチラシ同封

1～2月：県内各商工会議所、県商工会連合会、県中小企業団体
中央会等の会報誌に記事掲載

2月：健康保険委員向け研修会でマイナ保険証の利用呼びかけ

5月：マイナ保険証に関する動画を配信開始

引き続き、マイナ保険証の利用促進に向け、
広報に取り組みます。

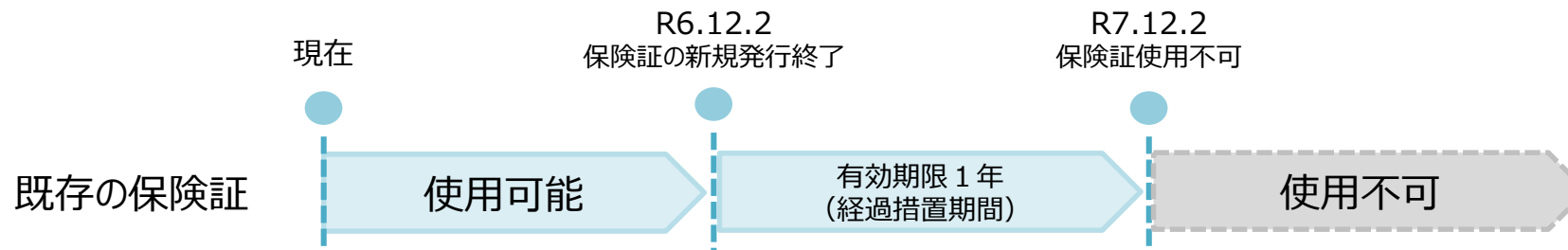


▲特設ホームページ

◀キャンペーンチラシ



令和6年12月2日に保険証の新規発行を終了します



マイナ保険証への切り替え勧奨（広報を継続）

- ・ チラシ
- ・ 動画
- ・ 研修会 等

マイナ保険証の
利用促進（広報）

移行期間の円滑な医療機関受診のために

◆ 「資格情報のお知らせ」を全加入者に送付

保険証に代わり資格情報（記号・番号等）をお知らせする書面。
令和6年12月以降、新規加入者に送付。

既存の全加入者に、令和6年9月、7年1月の2回に分けて送付。
（かなり大規模なオペレーションとなります。（7～8ページ参照））

◆ 「資格確認書」をマイナカードを持っていない方、保険証利用登録していない方に送付

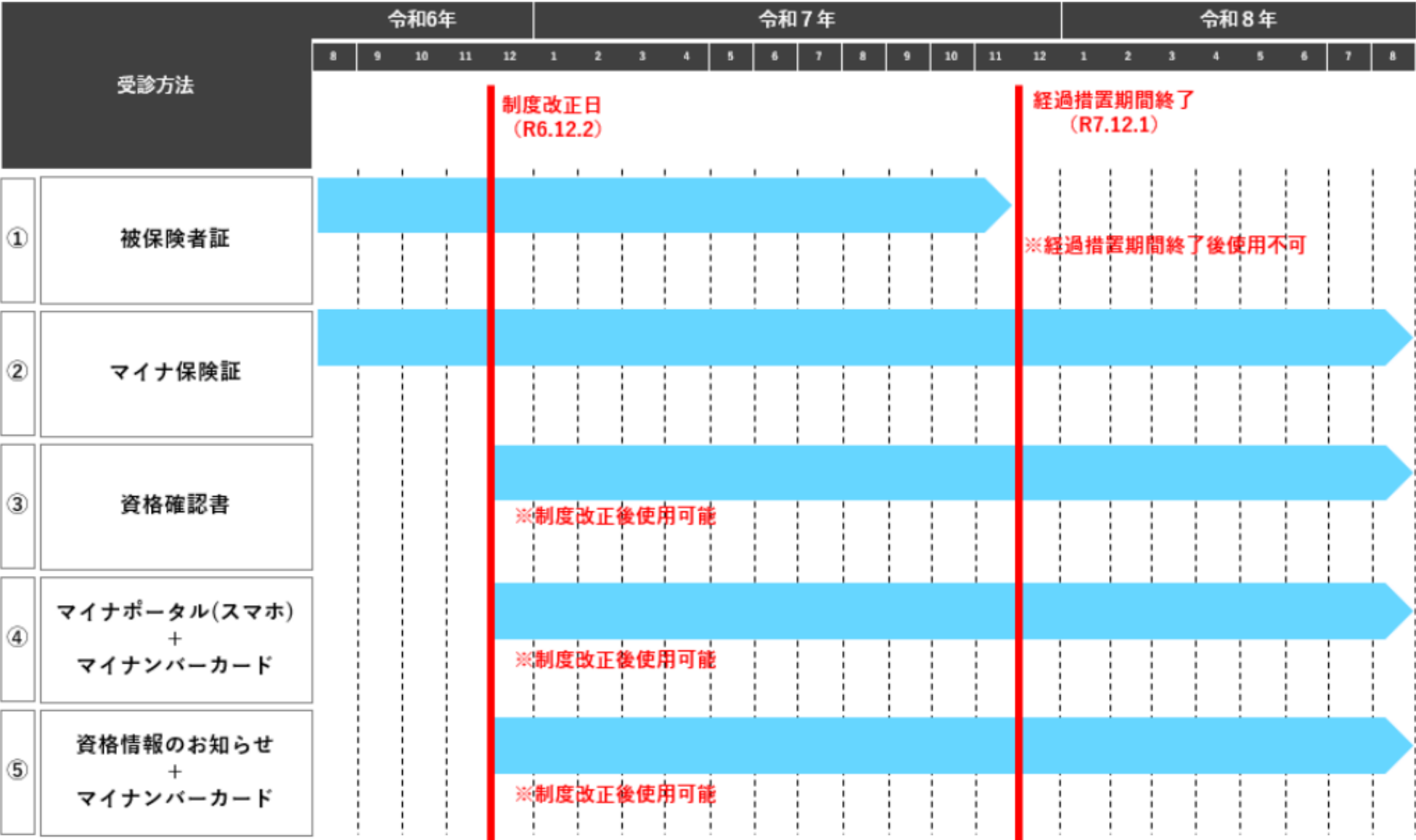
保険証に代わり医療機関等に提示するカード。

令和6年12月以降、加入時に、希望者またはマイナ保険証非所持者に発行。

既存の加入者には、令和7年12月2日以降、保険者が必要と判断した場合に発行（詳細未定）。

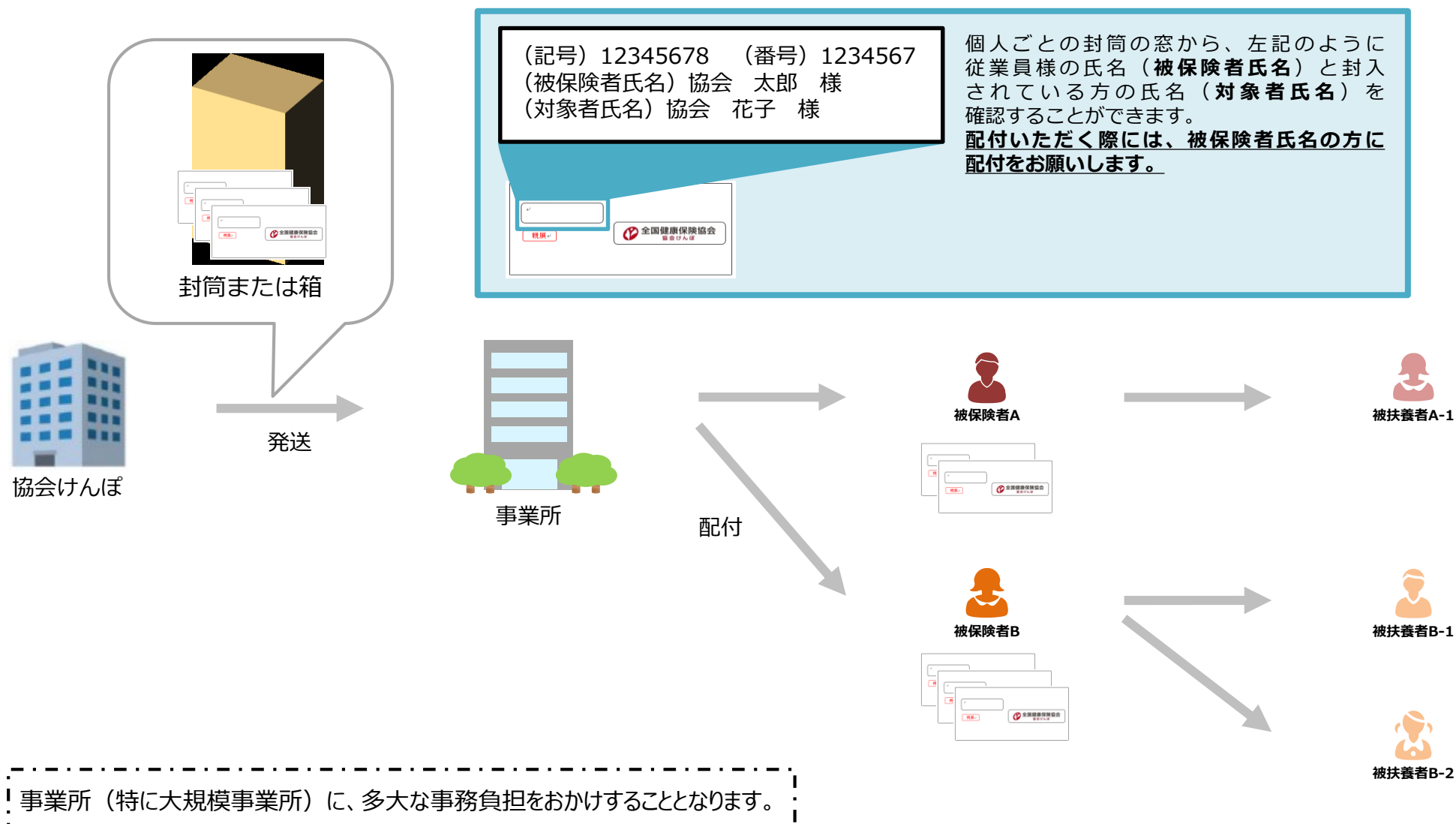
マイナ保険証にかかる
加入者への対応

制度改正後の医療機関等受診方法



既存の全加入者への「資格情報のお知らせ」送付（R6.9、R7.1）に向けて

送付イメージフロー（一般加入者）



大規模事業所への文書及び訪問による丁寧な依頼

資格情報のお知らせ送付に先立ち、加入者数が概ね1,000名以上の事業所（＝大規模事業所）を対象に事業実施に関する案内文書の送付と訪問による丁寧な説明とお願いを実施しています。（31事業所）

算定基礎説明会における事業所への説明および協力依頼の実施（R6.6）

6月に日本年金機構が主催した算定基礎説明会において、本事業について説明とお願いを実施しています。（県内9会場）

関係団体会報誌への案内掲載（R6.7～9）

関係団体広報誌への記事掲載または案内チラシ同封を依頼しています。

- ・熊本県下の商工会議所（本渡除く。7～9月に広報誌の発行がないため）
- ・熊本県商工会連合会
- ・熊本県中小企業団体中央会
- ・熊本県中小企業家同友会

その他

ホームページやメルマガ、納入告知書同封リーフレットを活用して、随時情報の提供を行います。

(協会) マイナンバーコールセンター

・協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。

- マイナ保険証、オンライン資格確認
- 資格情報のお知らせ
- 資格確認書 等

・電話番号：0570-015-369

・設置期間：令和6年9月2日から令和8年2月28日（予定）

（※）上記のコールセンターでは、以下の言語について対応予定です。

加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。

英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語

マイナンバーカードを健康保険証等として利用するメリットは何ですか。（マイナポータルQ & A NO.3504）

転職・結婚・引越ししても、新しい健康保険証等の発行を待たずに、保険者での手続きが完了次第、マイナンバーカードで医療機関・薬局を利用できます。

また、マイナンバーカードを用いて、診療・薬剤情報、処方情報、調剤情報、薬剤情報、健診等情報、医療費通知情報を閲覧することができるようになります。診療・薬剤情報、処方情報、調剤情報、薬剤情報、健診等情報については、患者の同意を得た上で医療関係者に提供し、より良い医療を受けることが出来るようになります。

転職や退職をしましたが、再度マイナンバーカードを健康保険証等として利用するための登録が必要でしょうか。

（マイナポータルQ & A NO.3422）

いったん登録を頂きますと、転職や退職にともなう、再度の登録は必要ありません。ただし、保険者への加入の届け出は、引き続き必要です。

一度、利用申込をすると、取消はできないのでしょうか。（マイナポータルQ & A NO.3570）

利用申込を解除することはできません。なお、利用申込はしたものの、マイナンバーカードを健康保険証として利用しないことで、不利益が生じることはございません。

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを預けるのですか。（マイナポータルQ & A NO.3491）

医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。

医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか。（マイナポータルQ & A NO.3493）

医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。マイナンバー（12桁の番号）ではなく、マイナンバーカードの I C チップ内の利用者証明用電子証明書（暗証番号4桁のもの）を利用します。

マイナンバーカードを落とすと、I C チップに入っている税や年金、医療などのさまざまな情報が流出するので怖いです。 （デジタル庁HPよくあるご質問より）

マイナンバーカードの I C チップには、そもそも、税や年金、医療などに関する情報は登録されていません。マイナンバーカードの I C チップに記録されているのは、券面に記載されている氏名・住所・生年月日・性別の四情報と顔写真、マイナンバー、それに、電子証明書と住民票コードです。落としたマイナンバーカードを取得した人がいても、ご本人以外は、税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできませんし、I C チップから不正に情報を読み出そうとすると、I C チップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっていますので、ご安心ください。